

1 事業名

市道路線の認定

市道 4-438 号線、市道 4-1380 号線

2 事業の概要

市道 4-438 号線については、狭山ヶ丘土地区画整理事業により、既存路線の一部が仮換地指定した区域に含まれることから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、仮換地指定した区域を除いた東狭山ヶ丘三丁目 2874 番 1 を起点として東狭山ヶ丘三丁目 2878 番 5 を終点とする部分を 4-438 号線として、東狭山ヶ丘二丁目 704 番 27 を起点として東狭山ヶ丘三丁目 2879 番 3 を終点とする部分を 4-1380 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 2 路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。